

松山市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 各主体の連携及び責務等（第4条－第9条）

第3章 環境保全施策（第10条－第23条）

第4章 松山市環境審議会（第24条－第28条）

第5章 雜則（第29条）

付則

21世紀を迎えた今、私たちを取り巻く環境は、廃棄物問題や自動車公害などの地域的な問題から地球温暖化や生物多様性の喪失などの空間的・時間的広がりをもつ問題にまで拡大し、深刻化している。

これらの環境問題に適切に対処するため、世界中の国々が一つの共同体として共に手を携え、それぞれの国や地域が持つ特性を活かしながら早急に環境と社会の健全で良好な関係を築き上げ、将来の世代へ恵み豊かな環境を守り、引き継いでいくことが私たちに課せられた使命となっている。

そのためには、まず一人一人が、地球環境を構成する国際社会の一員として環境の現状を正しく理解し、良好な環境の保全及び創出の大切さを学び、常に環境に配慮して行動するとともに、市民・市民団体・事業者・行政が、それぞれの役割分担の下、その責任を果たし、互いに協働することで、自然と共生し、環境への負荷の少ない地球にやさしい社会の実現を目指さなくてはならない。

このような認識の下、美しい瀬戸内海をその前面に臨み、温暖な気候によってはぐくまれた自然豊かなまちとして発展してきたふるさと松山を、私たちの知恵と工夫を寄せ合い、自然と都市が調和し、うるおいとやすらぎのあるまちとして後世に残し、地球環境の保全に貢献していくことをここに決意し、その総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創出について、基本理念を定め、並びに市、市民、市民団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本市の自然的・社会的条件に応じた良好な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好的な環境 現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境、歴史環境及び文化環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、良好な環境の保全及び創出に寄与するものをいう。
- (4) 環境保全活動 良好的な環境の保全及び創出のための活動又は事業をいう。
- (5) 市民団体 環境保全活動を行うことにより、公益の増進に寄与することを目的として、主として市民により組織された団体をいう。

(基本理念)

第3条 良好的な環境の保全及び創出は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の市民に引き継いでいくことを目的として、すべての者の公平な役割分担の下で適切に行われなければならない。

- 2 良好的な環境の保全及び創出は、身近な自然環境とふれあうことによって思いやりの心を養い、人が自然と調和するとともに、循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会を構築していくことを目的として行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

第2章 各主体の連携及び責務等

(各主体の連携)

第4条 市、市民、市民団体及び事業者は、それぞれの役割分担の下で良好的な環境の保全及び創出についての責務を果たすとともに、互いに公平かつ対等の立場で連携を図らなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める良好な環境の保全及び創出についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な環境の保全及び創出に関する基本的かつ総合的な施策（以下「環境保全施策」という。）を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、市民、市民団体及び事業者（以下「市民等」という。）が行う環境保全活動に協力・協働するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、自らの行動によって良好な環境を損なうことのないよう互いに配慮するとともに、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する環境保全施策及び市民等が行う環境保全活動に協力・協働するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念にのつとり、環境保全活動を積極的に実施するよう努めなければならない。

2 市民団体は、市民が環境保全活動に参加するために必要な体制の整備、情報の提供、活動の機会の充実等を図るよう努めなければならない。

3 市民団体は、市が実施する環境保全施策及び市民等が行う環境保全活動に協力・協働するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、自らの負担と責任において適切な措置を講じるとともに、積極的に良好な環境の保全及び創出に努めなければならない。

2 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する環境保全施策及び市民等が行う環境保全活動に協力・協働するよう努めなければならない。

(一時滞在者の協力)

第9条 旅行者その他の本市に一時滞在する者は、基本理念にのつとり、その一時滞在に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境保全施策及び市民等が行う環境保全活動に協力するよう努めなければならない。

第3章 環境保全施策

(施策の基本方針)

第10条 市は、環境保全施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのつとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図り、地球環境の保全に資する社会を構築すること。
- (2) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壤等を良好な状態に保持すること。
- (3) 人と自然の豊かなふれあいが保たれ、潤いと安らぎのある快適な環境が保全されること。
- (4) 森林、農地、緑地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び都市部における水と緑の創出を促進し、健全な水循環を保持するとともに、生物の多様性を確保することにより健全な生態系を維持すること。
- (5) 歴史的・文化的資源の保全及び活用、環境への負荷の少ない交通体系の整備等により、環境と調和するまちづくりを推進すること。
- (6) 市民生活及び事業活動における資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を促進し、並びにこれらを推進する産業及び市場の育成を図ることにより、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築すること。

(環境総合計画)

第11条 市長は、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するため、松山市環境総合計画（以下「環境総合計画」という。）を定めるものとする。

2 環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的な環境保全施策の大綱

(2) 良好的な環境の保全及び創出に関する市及び市民等のそれぞれが配慮すべき事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境総合計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するための必要な措置を講じるとともに、松山市環境審議会の意見を聞くものとする。

4 市長は、環境総合計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。

(報告)

第12条 市長は、毎年度、環境の状況、環境保全施策の実施状況等に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(情報の提供)

第13条 市は、良好な環境の保全及び創出に関する情報を市民等に適切に提供するものとする。

(環境学習の振興等)

第14条 市は、市民等が良好な環境の保全及び創出についての理解を深め、環境保全活動を自発的に行う意欲を増進させるため、環境に関する学習及び教育の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講じるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第15条 市は、市民等が良好な環境の保全及び創出について相互に情報交換し、連携すること及び市民等による自発的な環境保全活動を促進するため、市民等の自主性を尊重しつつ、必要な支援を行うものとする。

(市民等の参加)

第16条 市は、環境保全施策を推進するに当たっては、市民等の参加の機会の確保に努めるものとする。

(協定の締結)

第17条 市長は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、事業者との間に公害の防止及び環境の保全に関する協定を締結することができる。

(支援)

第18条 市は、市民等が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の良好な環境の保全及び創出に資する措置をとることを助長するため必要があると認めるときは、財政的又は技術的支援その他の措置を講じることができる。

(環境影響評価の推進)

第19条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめ事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測

又は評価を行い、その結果に基づき事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(施設整備等における環境配慮)

第20条 市は、環境への負荷の低減に資する公共的施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するために必要な措置を講じるものとする。

(調査研究)

第21条 市は、環境保全施策を実施するために必要な調査及び研究を行うものとする。

(施策の推進体制の整備)

第22条 市は、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(他団体との連携等)

第23条 市は、国、県、研究・教育機関等と連携し、又は姉妹都市交流その他の国際交流を通して、地球環境の保全に関する情報交換、技術交流の促進等に努めるものとする。

第4章 松山市環境審議会

(設置)

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、松山市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第25条 審議会は、環境総合計画に関して第11条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項等について調査審議する。

(組織)

第26条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 環境の保全に関し学識経験のある者
- (2) 市民
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 事業者の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第27条 審議会は、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(その他)

第28条 前3条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雜則

(規則への委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(松山市環境審議会条例の廃止)

2 松山市環境審議会条例（平成6年条例第8号）は、廃止する。

(松山市環境審議会条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の松山市環境審議会条例（以下「旧審議会条例」という。）第3条第2項の規定により松山市環境審議会の委員に委嘱されている者は、第26条第2項の規定により審議会の委員に委嘱された者とみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成15年11月30日までとする。

4 この条例の施行の際、現に旧審議会条例第6条第1項の規定により松山市環境審議会に置かれている専門部会は、第27条の規定により審議会に置かれた専門部会とみなす。

(環境総合計画に関する経過措置)

5 この条例の施行の際、現に市民等の意見を反映するための必要な措置を講じ、かつ、旧審議会条例に基づく松山市環境審議会の意見を聴いて市長が定めている松山市環境総合計画は、第11条第1項の規定により定められた環境総合計画とみなす。